

蕨市

資金融資制度のご案内



蕨市市民生活部商工観光課

〒335-8501

蕨市中央 5-14-15

TEL 048-433-7750(直通)

FAX 048-433-7490

e-mail shouko@city.warabi.saitama.jp

蕨市資金融資制度一覧表

制 度 名	小口事業資金	中小企業経営合理化資金	小規模企業従業員生活資 金融資あつ旋
融資の対象	<ul style="list-style-type: none"> ○個人にあつては、市内在住で、市内に店舗、工場又は事業所を有し、1年以上（市外居住は2年以上）その事業を継続していること ○法人にあつては、市内に1年以上本社又は本店を置き事業を行っていること ○市税等を完納していること ○中小企業信用保険法施行令第1条に規定する業種であること ○信用保証対象業種であること ○事業計画が妥当であり、返済に対する能力が認められること 	<ul style="list-style-type: none"> ○市内に事業所を有し、2年以上同一事業を営んでいること ○市税等を完納していること ○中小企業者及び中小企業団体であること（※注） ○信用保証対象業種であること ○事業計画が妥当であり、返済に対する能力が認められること 	<ul style="list-style-type: none"> ○市内の企業で常時使用する従業員の数が20人（商業・サービス業は5人）以下の企業に勤務するもの ○同一企業に1年以上勤務し、更に引き続き勤務しようとするもの
貸付限度額	1, 250万円	<ul style="list-style-type: none"> ○運転資金：2, 000万円 ○設備資金：4, 000万円 	30万円
貸付期間	<ul style="list-style-type: none"> ○運転資金 10年以内 ○設備資金・店舗改造資金 12年以内 （いずれも据置12カ月含む） 	<ul style="list-style-type: none"> ○運転資金 10年以内 ○設備資金 12年以内 （いずれも据置12カ月含む） 	<ul style="list-style-type: none"> ○生活資金 27カ月以内 （据置3カ月含む）
利 率	年1.3～1.4%	年1.3～1.6%	年2.05%
保 証 料	年0.45～1.59%	年0.45～1.59%	不要
担 保	原則として不要	原則として不要	不要
連帯保証人	個人：原則不要 法人：原則代表者 県内の同一市町村に2年以上在住で、市町村税を完納し、弁済能力のあること	個人：原則不要 法人：原則代表者 県内の同一市町村に2年以上在住で、市町村税を完納し、弁済能力のあること	勤務する企業の企業主
受 付	蕨市市民生活部商工観光課 ☎048-433-7750		蕨商工会議所 ☎048-432-2655
取扱金融機関	埼玉りそな銀行蕨支店・蕨東支店、三井住友銀行わらび支店、武蔵野銀行蕨支店、東和銀行わらび支店、城北信用金庫蕨支店、川口信用金庫蕨支店、東京信用金庫蕨支店、青木信用金庫蕨駅前支店、瀧野川信用金庫蕨支店・戸田支店、埼玉縣信用金庫戸田支店		川口信用金庫蕨支店、城北信用金庫蕨支店、青木信用金庫蕨駅前支店、瀧野川信用金庫蕨支店

（※注）・「中小企業者」とは、中小企業信用保険法第2条第1項第1号に規定する事業を営む者

・「中小企業団体」とは、中小企業団体の組織に関する法律第3条第1項に規定する事業協同組合及び商工組合並びに商店街振興組合法第2条に規定する商店街振興組合

申込みに必要な書類

☆小口事業資金、中小企業経営合理化資金（申込先＝蕨市市民生活部商工観光課）

書類名		小口事業資金		中小企業経営合理化資金		
		個人	法人	中小企業者		中小企業団
				個人	法人	
融資あっ旋申込書（指定用紙）		○	○	○	○	○
概況書（指定用紙）		○	○	○	○	○
確定申告書の写し（直近2年度分）		○		○		
決算書の写し（直近2期分）		○	○	○	○	○
試算表（直近4カ月分）		○	○	○	○	○
住民票		○		○		
履歴事項全部証明書（商業登記簿謄本）			○		○	○
印鑑証明書		○	○	○	○	
納税証明書（直近2年度分） （市税又は法人市民税、（※）固定資産税）		○	○	○	○	
市・県民税所得課税証明書（直近2年度分）		○		○		
（※）固定資産評価証明書 土地・家屋		○	○	○	○	
（※）履歴事項全部証明書（不動産登記簿謄本）		○	○	○	○	
借入金残高証明書（借入金がある場合全ての証明書）		○	○	○	○	○
定款の写し			○		○	○
許認可書の写し（許認可業種の場合）		○	○	○	○	○
設備資金	見積書・カタログ	○	○	○	○	○
	建物賃貸借契約書（借家の場合）	○	○	○	○	○
	建物改装承諾書（借家改装の場合）	○	○	○	○	○
	地主の同意書の写し（借地の場合）	○	○	○	○	○
	建築確認書の写し（新築・増築の場合）	○	○	○	○	○
	図面	○	○	○	○	○
連帯保証人	納税証明書（直近2年度分） （市税、（※）固定資産税）		○		○	○
	市・県民税所得課税証明書（直近2年度分）		○		○	
	（※）固定資産評価証明書 土地・家屋		○		○	
	（※）履歴事項全部証明書（不動産登記簿謄本）		○		○	
	印鑑証明書		○		○	

（※）・・・固定資産を所有している場合は、提出してください。

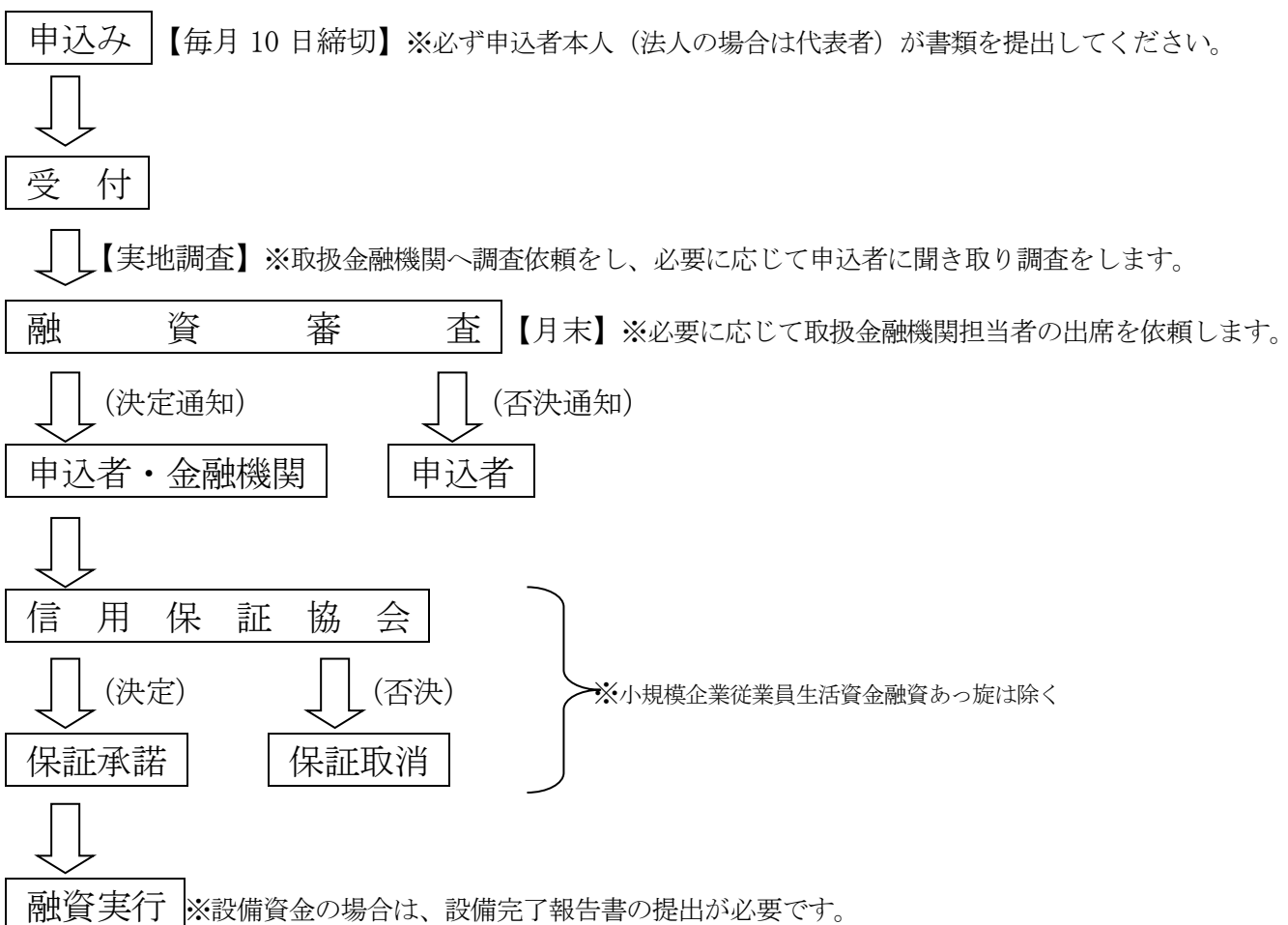
☆小規模企業従業員生活資金（申込先＝蕨商工会議所）

資金の用途	用途別書類	共通書類
医療費	診断書等の写し	○融資あっ旋申込書（指定用紙） ○住民票又は外国人登録原票記載事項証明書 ○納税証明書（市県民税）（直近2年度分） ○印鑑証明書 連帯保証人：納税証明書（市県民税）（直近2年度分） 印鑑証明書
出産費	母子手帳等の写し	
冠婚葬祭費	式場等の申込書等の写し	
教育費	学生証等の写し	
その他	用途に応じて	

市の融資制度とは

- 市内の中小企業者、中小企業団体及び小規模企業従業員の皆様に、必要な事業資金及び生活資金を低利かつ円滑に調達していただくため、市が金融機関に対し、融資のあっせんを行う制度です。
- 融資依頼の申込受付後、資格要件・添付書類の内容確認、実態調査等を行いますので、申込内容と融資あっせん内容に変更（取消しを含む）が生じる場合があります。
- 市の融資あっせん決定後、取扱金融機関の融資審査や埼玉県信用保証協会の保証審査により、融資内容に変更（取消しを含む）が生じる場合があります。（※）
- すべて埼玉県信用保証協会付きの融資となりますので、別途保証料が必要となります。（※）
- 融資実行後、融資の目的以外に資金を使用した場合は、その資金の全額又は残額を一括返済いただきます。
（※）…小規模企業従業員生活資金融資あっせんについては該当しません。

申込み手続きの流れ



- ☆本融資制度は、あっせん融資で金融機関からの融資となりますので、取扱金融機関の融資担当者と、融資条件等について、あらかじめ相談をしてください。
- ☆その他、詳細については、蕨市商工観光課までお問い合わせください。